

令和5年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	京都市脱炭素先行地域創出事業		
予 算 額	326,800 千円	新規・充実・継続の別	新規
担 当 課	地球温暖化対策室(222－4555)		
〔事業実施に至る経過・背景など〕 本市から始まった「2050年CO₂排出量正味ゼロ」を目指す動きは、全国の自治体に広がり、国の目標になるなど、脱炭素社会の実現に向けた大きな流れになっている。 国においては、「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、「脱炭素先行地域※」を、2025年度までに全国で少なくとも100か所創出することとしており、本市においても「京都の文化・暮らしの脱炭素化で地域力を向上させるゼロカーボン古都モデル」（別紙）をテーマとした提案を行い、令和4年11月に選定を受けた。 本市では、寺社等の文化遺産群や商店街、住まい等の脱炭素化を通じて、訪れてよし、商ってよし、住んでよしのサステナブルな賑わいを創出する、京都ならではの脱炭素転換モデル構築に取り組む。 ※ 脱炭素先行地域 2030年度までに民生部門（家庭部門及び業務部門）の電力消費に伴うCO₂排出量正味ゼロを実現するエリア。			
〔事業概要〕 1 推進体制の運営 京都市内の「脱炭素先行地域」の創出を目指し、本市や事業者、金融機関等で構成する「京都市脱炭素先行地域推進コンソーシアム（仮称）」及び以下の支援事業を行う事務局を運営する。また、当該地域における民生部門の電力消費に伴うCO₂排出量正味ゼロを実現するために必要となる取組等について、調査・検討等を行う。 2 脱炭素化の支援 脱炭素先行地域の創出を目指すエリア（文化遺産群、商店街、住まい、グリーン人材育成拠点群等）において脱炭素化を実現するため、事業者等に対し国の交付金を活用し、太陽光発電設備・蓄電池の設置、省エネ機器への切替え等の補助を行う。			
〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕 ・事業概要に記載の取組は、国の交付金の交付期間である令和9年度まで実施予定。 ・「脱炭素先行地域」には、現在、全国29道府県66市町村（本市含む）の提案が選定されている。			

京都の文化・暮らしの脱炭素化で地域力を向上させるゼロカーボン古都モデル

1. 対象とする地域の位置・範囲、需要家数、民生部門の電力需要量等

伏見エリアを中心として全市を視野に入れた

文化遺産群・商店街エリア等

伏見
エリア

- ・市内で最も古い市街地の一つ、寺社や商店街を拠点に地域コミュニティを形成
- ・環境関連施設が集積

文化遺産群の脱炭素転換

再エネ設備・蓄電池
再エネ電力調達

15箇所 ⇒ 2030年 100箇所

＜伏見エリア＞

伏見稻荷大社、藤森神社
真宗大谷派（東本願寺）伏見地区寺院
（東本願寺伏見別院、浄徳寺
光啓寺、専念寺、善通寺、受泉寺）
醍醐寺、妙福寺、大黒寺

＜市域波及＞

壬生寺
北野天満宮
法然院
京都御苑

電力需要量 10.6GWh 新規再エネ設備 2.0MW

伏見商店街エリアの脱炭素転換

PV・蓄電池
再エネ電力調達

3商店街・187全加盟店

伏見大手筋商店街、納屋町商店街、竜馬通り商店街
アーケード全長560m

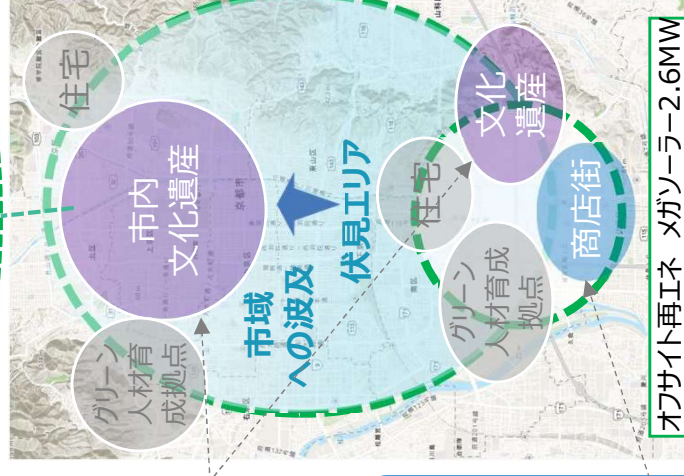


電力需要量 3.6GWh
新規再エネ設備 0.6MW

地域コミュニティ拠点

歴史の古い文化遺産や商店街等を脱炭素転換することを通じて、
訪れてよし、商ってよし、住んでよしのサステナブルな賑わいを創出

京都広域再エネグリッド協議会
でエネルギー管理を一元化



- ・電力需要量 36.9GWh
- ・新規再エネ発電設備 8.2MW
- ・省エネ削減効果量 2.9GWh

住宅群・エリア

- ◆既存住宅群 市内各所100戸
 - ◆市有地活用型脱炭素街区エリア
 - ・伏見工業高校等跡地エリア400戸
 - ・三宅市営住宅跡地エリア 14戸
- 電力需要量 3.0GWh
新規再エネ設備 1.8MW

グリーン人材育成拠点群

65施設

- ・龍谷大学深草キャンパス 28施設
 - ・立命館大学衣笠・朱雀キャンパス 36施設
 - ・京エコロジセンター 1施設
- 電力需要量 19.8GWh
新規再エネ設備 1.2MW

2. 脱炭素先行地域における取組

○ 民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロの主な取組

(1) 文化遺産の脱炭素

駐車場や敷地内施設等導入箇所を工夫し、太陽光などの再生エネルギー（約2.0MW）・蓄電池を導入することや、機器の省エネ改修、再生エネルギーにより脱炭素化を目指す

(2) 商店街の脱炭素

ソーラーアークード（全長560m）や店舗へ太陽光発電設備（567kW）・蓄電池を導入し自家消費最大化。不足分を市遊休地を活用したオフサイト再生エネルギー（2.6MW）で安定的な再生エネルギー供給

(3) 住まいの脱炭素

- 地元工務店・優良ストック住宅推進協議会（スムストック）と業務連携し、既存住宅のZEHLレベル化改修（部分改修含む）を促進
- 新たに、次世代ZEH+街区の形成と、PV・蓄電池・蓄電池制御EMS導入で経済的インセンティブを創出し、住宅の再生エネルギーモデル化

脱炭素転換を支える基盤的取組

- (4) 京都広域再生エネルギーグリッド協議会（仮称）で地域貢献型の再生エネルギー供給するとともに、余剰電力の融通、デマンドレスポンス等で需給調整を行う
- (5) グリーン人材育成（先行地域をフィールドに脱炭素ライフスタイル行動変容を促進）とグリーン人材育成拠点の脱炭素転換
- (6) ローカル・グリーンインパクトファイナンスで自治体負担のない民間資金供給の枠組整備。金融機関、機関投資家、市民が出資の担い手となる脱炭素ファンドを組成。地域の金融・企業・市民・行政が連携して環境・社会に良いインパクトを創出する地域金融モデルに

○ 民生部門電力以外の温室効果ガス排出量削減等の主な取組

(7) 移動の脱炭素

- 点在する文化遺産を巡るタクシーのEV転換（738台）
旅行代理店や大学生が、ゼロカーボン修学旅行を企画・実施
修学旅行生をグリーン人材に
- 伏見稲荷駅をゼロカーボンステーション化

3. 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上等

(1) 地域コミュニティの活性化

京都広域再生エネルギーグリッド協議会が、商店街や寺社といった地域コミュニティ拠点を脱炭素転換するために供給する再生エネルギーについて、**電力量料金の一部（最大2.5%）を同拠点で人々のつながりを生む活動費として寄付すること**で、**再生エネルギー活用と地域経済循環・地域活性化の同時実現を目指す**。活動費を基に、大学生や新たな地域住民を巻き込みながら、**脱炭素をテーマにしたイベントや商品を企画し、地域コミュニティを活性化**する。

(2) 地域防災対応力の向上

寺社や商店街といった地域コミュニティの拠点が、太陽光発電設備や蓄電池を備えることで、地域における災害時の防災対応力を向上する。

(3) 環境先進エリアとしての魅力の創出

高断熱で健康・快適に暮らせるエネルギー自立型の住まいや脱炭素ライフスタイルを実践できる脱炭素型のまちづくりをはじめ、**再生エネルギー100%転換を実現する主体を創出**することで、環境先進エリアとしての魅力を創出する。
SDGs学習のニーズが高まる中、EV観光タクシーで脱炭素先行地域を巡る**ゼロカーボン修学旅行**という新たな魅力を創出する。

＜ゼロカーボン古都モデル・他地域への展開＞

- 京都市から小京都（全国40都市）等へ
脱炭素転換が困難と考えがちな文化遺産の転換モデルを提示
- 本山から全国の関連寺院へ
本山が集積する京都が有する全国の関連寺院へ波及する影響力
- 修学旅行生が自らの街に脱炭素体験を持ち帰り
- スムストックとの連携でZEHLレベル化改修促進の枠組みを全国へ

＜地域全体への展開＞

- 寺社・商店街・住まいといった普遍的なコミュニティの構成要素⇒地域全体へ
- 京都発脱炭素ライフスタイル推進チーム～2050京創ミーティング～と連携し、市民・事業者が自分ごととして取り組む**脱炭素アクション**に
- 地球温暖化対策条例に基づく再生エネルギー導入/建築士の再生説明義務制度等と一体的に取組を促すことで、地域全体に取組を拡大

令和5年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	中小事業者の高効率機器導入促進事業		
予 算 額	32,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担 当 課	地球温暖化対策室(222－4555)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
本市では、令和2年12月に改正した京都市地球温暖化対策条例（2050 京からCO₂ゼロ条例）に基づき、準特定事業者※1を対象に、令和4年度から「エネルギー消費量等報告書制度」を導入（毎年度の提出を義務化）している。 本制度では、準特定事業者から提出された年間エネルギー消費量等の報告を基に、事業者個別のCO₂排出量や省エネ行動、省エネ機器の導入等の情報をフィードバックしている。 令和5年度から、フィードバックを踏まえた事業者の省エネ改修を後押しするため、国の交付金※2を活用し、高効率機器の導入を支援していく。 また、支援に当たっては、準特定事業者だけでなく、義務対象外の中小事業者も利用可能な制度とすることで、中小事業者全体の省エネの推進を図る。			
※1 準特定事業者			
一定規模以上（事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上）の床面積の建築物を所有又は使用している者（特定事業者（一定規模の温室効果ガスを排出する事業者）を除く）。			
※2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）			
令和4年度に創設された国の交付金。国の「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月作成）及び地球温暖化対策計画（同年10月改定）に基づく取組を意欲的に行う地方公共団体に対し、複数年度にわたり財政支援を行うもの。			
[事業概要]			
準特定事業者又は「エネルギー消費量等報告書制度」に参画する中小事業者が行う省エネ改修（空調や照明等における高効率機器の導入）に係る費用を一部補助する。			
1 対象機器	空調機器（30％以上の省CO ₂ 効果） 換気設備（全熱交換器、熱効率40％以上） 照明機器（調光制御機能付きLED） 給湯機器（30％以上の省CO ₂ 効果）		
2 補助率等	1／2、上限あり		
3 そ の 他	同交付金の交付期間である令和8年度まで実施予定		
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

令和5年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	水素・電気自動車等の次世代自動車普及促進事業		
予 算 額	13,752 千円	新規・充実・継続の別	充実
担 当 課	地球温暖化対策室(222－4555)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
脱炭素社会の実現に向けては、化石燃料を使用する自動車に依存しない生活や社会・経済活動に転換していかなければならない。そのためには、電気自動車（EV）をはじめとする次世代自動車とEV充電設備の普及を同時に図っていく必要がある。 EV充電設備の普及に向けては、民間・市営駐車場等の公共用充電設備について、民間企業と連携し、EV利用者のニーズを把握する取組を行い、利用者のニーズにマッチしたEV充電設備の拡充を目指している。 一方で、自宅等の充電設備については、特に既設マンションにおいて、設置費用の負担や運用面（充電課金）で住民の合意形成が課題となるため、戸建て住宅に比べて設置のハードルが高い。こうした中、民間事業者において、簡便に充電設備の設置・運用が可能となるサービスが提供され始めている。 本事業では、令和5年度から、これらのサービスを活用し、導入の先行モデルを構築することで、マンション等へのEV充電設備の普及拡大を図る。			
[事業概要]			
1 マンション等へのEV充電設備普及に向けたモデル構築事業（充実）			
マンション管理組合等を対象としたセミナーを開催し、EV充電設備の導入への関心・理解を高めるとともに、設置意欲が高い管理組合等に対しては、充電サービス事業者とのマッチングにより、導入の先行モデル事例を創出する。 この先行モデル事例を活用し、マンション管理組合等に周知・啓発を行い、マンション等へのEV充電設備の普及拡大につなげる。			
2 次世代自動車・エコドライブ普及啓発等（継続）			
次世代自動車及びエコドライブの認知度や環境意識の向上を目指し、自動車教習所や環境学習施設での啓発、イベント等を活用し、蓄電や災害時の電源として利用可能なEV・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）の機能をPRすることにより普及啓発を行う。 また、市民が水素製造の仕組みやFCVの原理等を実際の機器等で学び、実際にFCVに乗車する体験型水素学習事業を実施する。			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

令和5年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

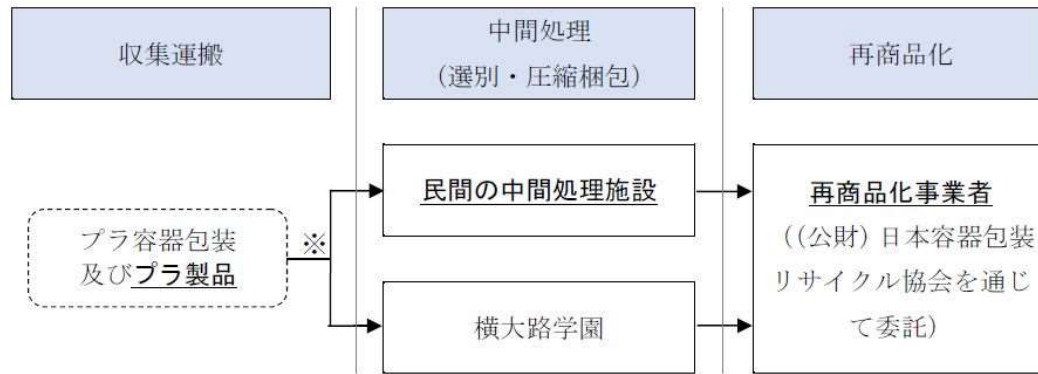
事務事業名	生物多様性センター事業		
予 算 額	6,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担 当 課	環境企画部 環境管理課(222－3951)		
【事業実施に至る経過・背景など】 本市では、大都市における生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を推進し、「自然共生社会」を実現するため、令和3年3月に策定した「京都市生物多様性プラン(2021-2030)」に基づき、様々な施策を推進している。 昨年12月にカナダで開催された生物多様性条約第15回締約国会議では、世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、「生物多様性の損失を食い止めるとともに反転させるための緊急の行動をとること」が2030年ミッションに掲げられるなど、生物多様性保全の重要性が増している。 生物多様性の保全においては、多様な主体と協働しながら、市域を超えた広域的な視点で取り組むことが重要である。 今般、京都府との協働により生物多様性センター※を左京区役所等に設置し、事業を推進することで、同プランに係る施策を効果的かつ効率的に推進する。 ※ 生物多様性地域連携促進法第13条に規定する地域連携保全活動支援センター			
【事業概要】 府市協働により生物多様性センターを設置し、情報の集約・発信及び知見の集積、担い手の育成並びにネットワーク形成を行うことで、多くの市民・事業者の皆様にも生物多様性保全を「自分ごと」として捉え、行動に移していただく契機とするほか、多様な主体による取組の更なる深化や、今後、生物多様性に配慮した活動に取り組む民間企業等の伴走支援を行う。 ＜センターの事業内容・機能＞ 1 収集 (1) 分布などの生物多様性情報の集積・データベース化機能 (2) 各主体における標本・文献等資料の保有状況の把握 2 利活用 (3) 民間企業や大学等研究機関、保全団体等の多様な主体のネットワーク機能 (4) 民間企業や大学等研究機関、保全団体等の連携による保全活動のコーディネート機能 (5) 民間企業や保全団体等の保全活動や事業の際の環境配慮などに関する相談機能 (6) 民間企業等に対する情報と専門的知識に基づく助言・提案機能 (7) 生物多様性に係る調査・研究 3 継承 (8) 資料や情報を活用した環境学習、担い手育成及び情報発信機能			
【参 考（他都市の状況・事業効果など）】 都道府県と政令指定都市との協働設置は全国初			

令和5年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	プラスチック類の分別回収の実施								
予 算 額	535,300 千円	新規・充実・継続の別	新規						
担 当 課	循環型社会推進部 資源循環推進課(222－3946)								
[事業実施に至る経過・背景など]									
プラスチックによる海洋汚染や気候変動の問題が世界的に課題となっている中、国内において、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、令和4年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。 本市では、同法で、市町村において、家庭から排出されるプラスチック製品（以下「プラ製品」という。）をプラスチック資源として回収し、再商品化することが求められたことや、「京・資源めぐるプランー京都市循環型社会推進計画（2021-2030）ー」（令和3年3月策定）の重点施策として掲げた「徹底したプラスチックの資源循環」を踏まえ、令和3年度に、家庭から現在「燃やすごみ」として排出されているプラ製品を「資源物」として分別回収する社会実験を一部地域で実施した。 その後、本実験結果及び国の動向を踏まえ、プラ製品の分別回収の在り方を検討し、令和5年4月3日からプラ製品の分別回収を本格実施する。これに伴い、従来から「資源ごみ用指定袋」で回収している「プラスチック製の容器・包装」（以下「プラ容器包装」という。）とともにプラ製品を回収する。									
<table><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr><tr><td>令和5年3月31日まで</td><td>「プラ製品」（「プラ容器包装」<u>以外</u>のプラスチックごみ）は、<u>燃やすごみ用指定袋</u>で回収</td></tr><tr><td>令和5年4月3日以降</td><td>「プラ製品」（「プラ容器包装」<u>以外</u>のプラスチックごみ）は、<u>資源ごみ用指定袋</u>で回収 ※ 従来から資源ごみ用指定袋で回収されている「プラ容器包装」と一緒に入れて出していただく。</td></tr></table>				時期	内容	令和5年3月31日まで	「プラ製品」（「プラ容器包装」 <u>以外</u> のプラスチックごみ）は、 <u>燃やすごみ用指定袋</u> で回収	令和5年4月3日以降	「プラ製品」（「プラ容器包装」 <u>以外</u> のプラスチックごみ）は、 <u>資源ごみ用指定袋</u> で回収 ※ 従来から資源ごみ用指定袋で回収されている「プラ容器包装」と一緒に入れて出していただく。
時期	内容								
令和5年3月31日まで	「プラ製品」（「プラ容器包装」 <u>以外</u> のプラスチックごみ）は、 <u>燃やすごみ用指定袋</u> で回収								
令和5年4月3日以降	「プラ製品」（「プラ容器包装」 <u>以外</u> のプラスチックごみ）は、 <u>資源ごみ用指定袋</u> で回収 ※ 従来から資源ごみ用指定袋で回収されている「プラ容器包装」と一緒に入れて出していただく。								
[事業概要]									
令和5年4月から、分別回収したプラスチック類（プラ製品及びプラ容器包装）を以下のとおり処理する。 - 分別回収したプラスチック類の中間処理(選別・圧縮梱包) 本市横大路学園での中間処理を継続する一方、残りのプラスチック類については、民間事業者へ中間処理を委託する。 - 中間処理後のプラ製品の再商品化 既存の容器包装リサイクル法のルートを活用することとし、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて、再商品化事業者へ再商品化を委託する（プラ容器包装と異なり、プラ製品の再商品化経費は全額自治体負担となるため、新たにプラ製品の再商品化経費を計上する）。									

<令和5年4月以降の処理フロー>



※ 収集運搬に当たっては、適宜中継地として、西部圧縮梱包施設、北積替所等を活用

[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]

- 他の政令市に先駆けてのプラ製品分別回収の実施
(他の政令市の状況：仙台市 令和5年4月から、岡山市 令和6年3月から)
- 事業効果
プラスチックごみ分別実施率：約4%向上 (約47%→約51%)
ごみ焼却量：約4,000トン/年の削減
CO₂排出量：約11,000トン/年の削減

令和5年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	ごみ搬入手数料改定周知啓発事業		
予 算 額	72,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担 当 課	循環型社会推進部 資源循環推進課(222-3946)		

[事業実施に至る経過・背景など]

「京・資源めぐるプランー京都市循環型社会推進計画（2021-2030）ー」（令和3年3月策定）に基づき、「ごみの搬入手数料※（以下「搬入手数料」という。）の今後のあり方」について、令和4年1月に京都市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、令和4年12月に答申が取りまとめられた。

答申を踏まえ、令和5年2月市会に提案している、搬入手数料改定に係る条例改正議案では、持込ごみに係る搬入手数料は約半年間、業者収集ごみに係る搬入手数料は約2年間の周知期間を設け、それぞれ令和5年10月、令和7年4月に改定する予定としている。

本議案の議決後は、市民やごみを排出する事業者（以下「排出事業者」という。）の皆様、搬入手数料改定について十分に御理解いただく必要がある。

また、排出事業者とごみ収集運搬業者においては、契約料金に搬入手数料改定分を価格転嫁していただく必要があるため、行政、排出事業者及びごみ収集運搬業者の三者が連携のう、周知啓発の仕組みを検討する必要がある。

※ ごみ（持込ごみと業者収集ごみ）の搬入手数料

持込ごみ： 臨時的に発生したごみを市民や排出事業者が自ら運搬するなどし、本市の処理施設に搬入するもの。

業者収集ごみ： 排出事業者等が日々排出するごみを、ごみ収集運搬業者（許可業者）が定期契約に基づき、本市の処理施設に搬入するもの。搬入量に応じた搬入手数料を、ごみ収集運搬業者（許可業者）を通じて間接的に徴収している。



[事業概要]

業者収集ごみに係る搬入手数料の改定については、個々の排出事業者の皆様に、改定の趣旨を御理解いただき、適切に負担いただくため、ごみ収集運搬業者との契約に係るガイドラインを作成したうえで、個別訪問等を通して、ごみ収集運搬業者と連携した必要十分な周知・啓発を行う。

持込ごみに係る搬入手数料改定については、市広報板等を通して、広く市民の皆様への周知・啓発を行うとともに、クリーンセンターに直接、ごみを持ち込まれた市民や排出事業者、周知看板の設置やチラシの配布を行う。

令和5年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	大型ごみ収集におけるインターネット受付の導入		
予 算 額	17,000 千円 (※令和4年度2月補正予算に計上)	新規・充実・継続の別	新規
担 当 課	循環型社会推進部 まち美化推進課(222－3952)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
本市の大型ごみ収集は事前申込制としており、電話でのみ受け付けている。 この間のコロナ禍の影響も含めた大型ごみの受付件数の増加に加え、長寿社会の進展により、家庭に退蔵されている使用済みの大型家具等の増加が想定され、それらの排出に伴い、今後も受付件数は高い水準で推移することが見込まれる。 そこで、大型ごみ収集における市民の利便性向上を図るため、「京都市DX推進のための基本方針」に基づき、24時間365日の受付が可能となるインターネット受付を導入する。			
[事業概要]			
1 インターネット受付の概要 ・ 電話受付に加え、新たにインターネット受付を導入。 ・ インターネット受付は、年末年始も含めて24時間365日利用可能。 ・ 電話受付の運用（年末年始を除き、土日も含めて毎日8時30分から16時30分まで受付）に変更はない。 2 インターネット受付による大型ごみ排出の流れ (1) 住民情報（氏名、住所等）の入力 (2) 排出場所を自動表示※ (3) 排出する大型ごみの品目と数量を登録 (4) 収集日の選択 (5) 申込完了 (6) 手数料券の購入（区役所・支所やコンビニエンスストア等で購入可能） (7) 収集日に手数料券を大型ごみに貼って排出 ※ 過去に申し込んだ際の排出場所を自動で表示。初めて申し込む場合は、インターネットでの申込後、別途、電話にて排出場所の確認が必要。 3 導入時期（予定） 令和5年10月			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

令和5年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	持込ごみ搬入における事前予約システムの導入とキャッシュレス化		
予 算 額	140,000 千円 (※令和4年度2月補正予算に計上)	新規・充実・継続の別	新規
担 当 課	適正処理施設部 施設管理課(222－3964)		
〔事業実施に至る経過・背景など〕 本市では、市内の家庭から出たごみ又は事業者から出た産業廃棄物以外のごみについて、直接、クリーンセンターに持ち込まれたものを「持込ごみ」として、南部及び東北部クリーンセンターで受け入れている。 申請件数の多い持込ごみの搬入について、「京都市D X推進のための基本方針」に基づき、インターネット受付等を活用した事前申込制を導入し、手続の迅速性の向上など、市民・事業者の利便性の向上を図る。 また、現在、支払方法が現金のみとなっているごみ搬入手数料について、キャッシュレス決済を導入することで、市民・事業者の利便性向上を図る。			
〔事業概要〕 1 持込ごみ搬入における事前予約システムの導入 - システムの構築及び運用保守管理を事業者に委託することにより、事前予約システムを導入するとともに、既存の大型ごみ受付センターを活用したコールセンターを設置する。 - システムの導入により、現在、搬入者が手書きで記入している搬入申告書（マークシート）の内容を、事前に搬入者がインターネット上でシステムに入力し、又はオペレーターが電話で搬入者から聞き取ることでシステムに入力する。 2 ごみ搬入手数料収受のキャッシュレス化 - 現行の料金精算機を改修することにより、現金決済に加え、キャッシュレス決済（クレジットカード決済、電子マネー決済、二次元コード決済）を導入する。 3 導入時期（予定） 令和5年10月			
〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕 - 他の政令市では、6都市（さいたま市、横浜市、大阪市、神戸市、岡山市、福岡市）が事前申込制を導入しており、相模原市でクリーンセンターでのキャッシュレス決済を導入している。 - インターネット受付の活用により、搬入申告書の入手及び記入時間が必要なくなり、より迅速な手続が可能となるほか、事前予約により、受付の混雑が解消され、待ち時間が短縮される。また、周辺道路の渋滞解消にもつながる。 - クリーンセンターの受付では、入力内容を事前に出力し、搬入物チェックの時間を十分に確保することにより、不適正排出を抑制できる。			